

平成31年度実施庁目標に対する実績の評価 令和3年度実施庁目標の策定について

産業構造審議会 第15回知的財産分科会

令和3年3月15日



実施庁目標とは

実施庁

「中央省庁等改革基本法」第16条第6項第2号に基づき、主に政策の実施機能を担う組織として、平成13年1月の省庁再編時に、7省庁に9実施庁が設置された。現在は、4省5実施庁となっている。

現行の実施庁：法務省（公安調査庁）、財務省（国税庁）、**経済産業省（特許庁）**、国土交通省（気象庁、海上保安庁）

廃止された実施庁：防衛庁（防衛施設庁）、総務省（郵政事業庁）、厚生労働省（社会保険庁）、国土交通省（海難審判庁）

実施庁目標の策定

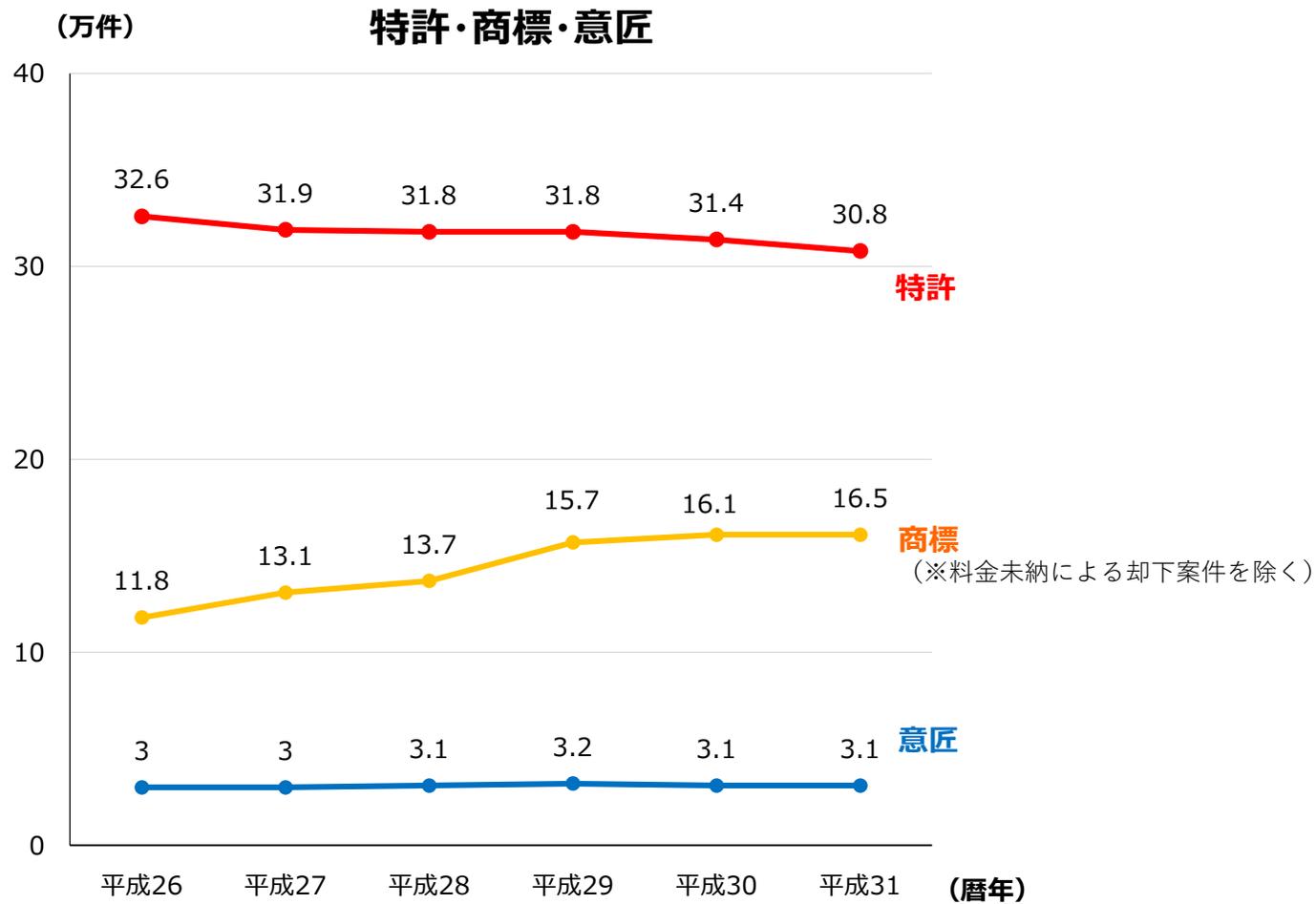
中央省庁等改革基本法に基づき、各年度に特許庁が達成すべき目標を経済産業大臣が設定し、特許庁長官に通知する。（※今回は、**令和3年度目標の設定**にあたり、御意見を伺う。）

実施庁目標に対する実績の評価

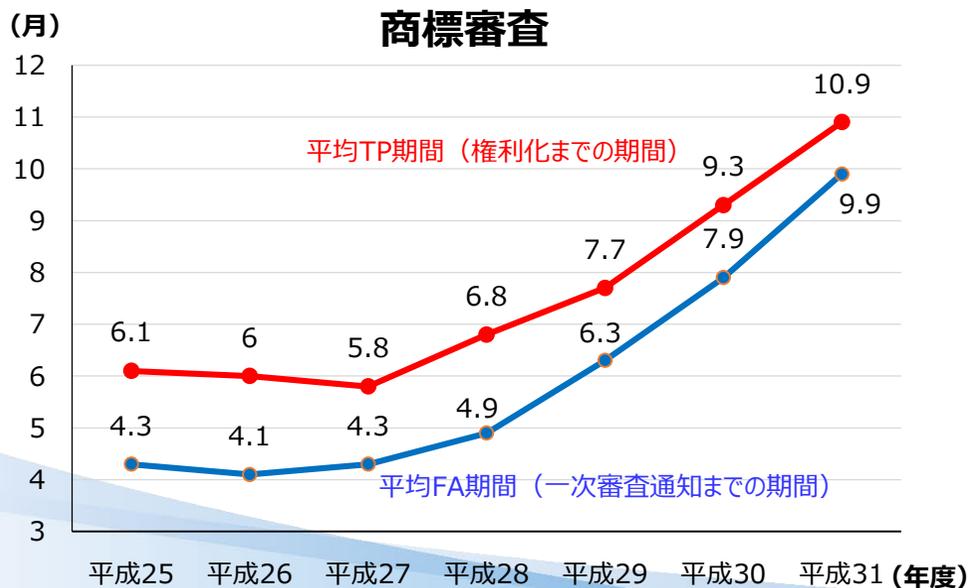
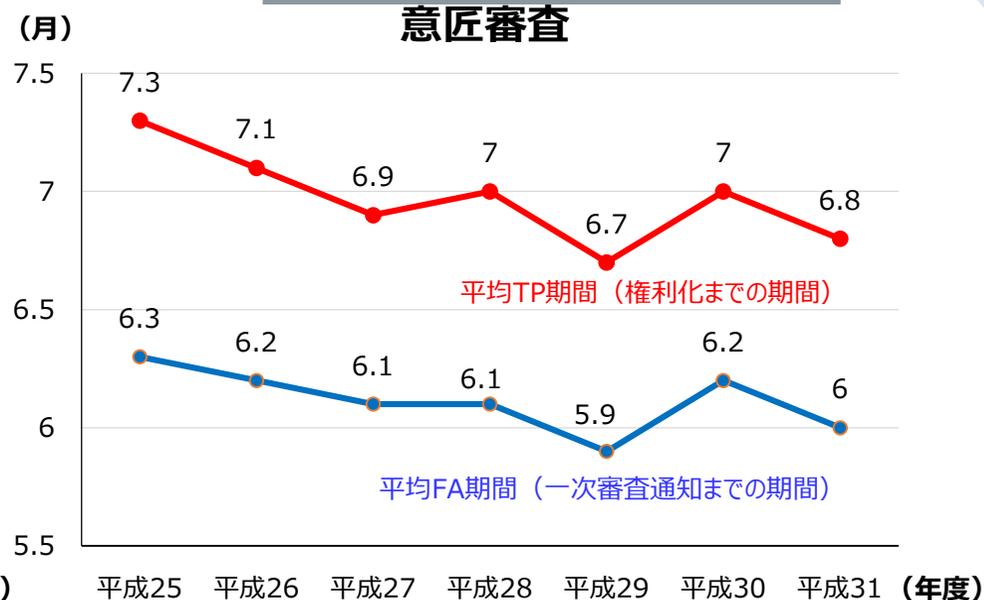
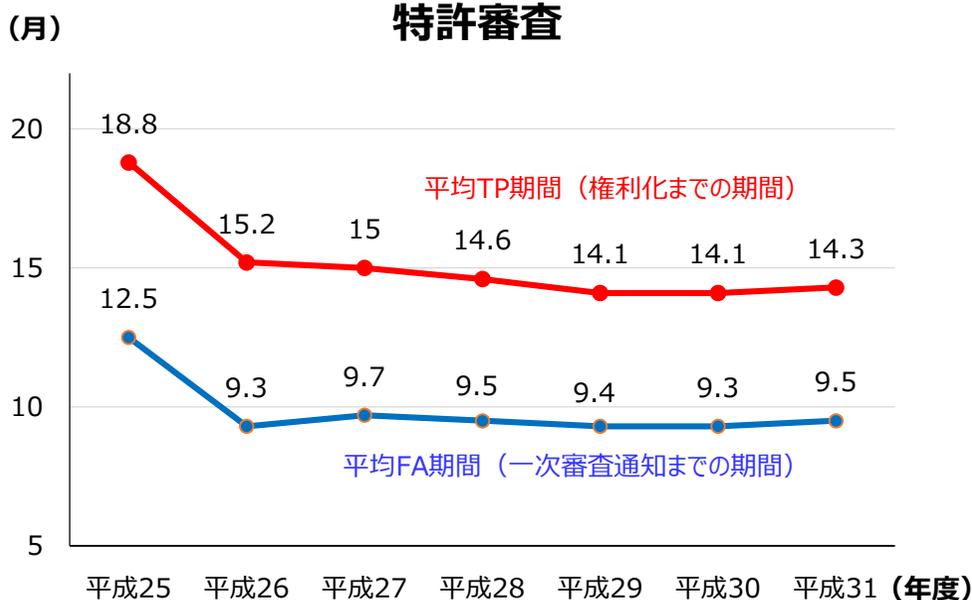
特許庁が達成すべき目標に対する実績を経済産業大臣が評価し、特許庁長官に通知する。

（※今回は、**平成31年度目標に対する実績の評価**にあたり、御意見を伺う。）

(参考) 出願件数の推移



(参考) FA・TP期間の推移



審査期間

項目		平成31年度目標	平成31年度評価 (案)	令和2年度目標	令和3年度目標 (案)
特許	一次審査通知までの期間	9～11月	9.5月	9～11月	9～11月
	早期審査 一次審査通知までの期間	3月以下	2.5月	3月以下	3月以下
	スーパー早期審査 一次審査通知までの期間	1月以下	0.9月	1月以下	1月以下
	権利化までの期間	14～16月	14.3月	14～16月	14～16月
意匠	一次審査通知までの期間	5～7月	6.0月	5～7月	5～7月
	早期審査 一次審査通知までの期間	3月以下	1.8月	3月以下	3月以下
	権利化までの期間	6～8月	6.8月	6～8月	6～8月
商標	一次審査通知までの期間	7～9月	9.9月【未達】 *1	9～11月	8～10月 *2
	早期審査 一次審査通知までの期間	3月以下	3月以下	3月以下	3月以下
	ファストトラック審査対象となる出願の割合			40%以上	40%以上
	ファストトラック審査の 一次審査通知までの期間			6月以下	6月以下
	権利化までの期間	8～10月	10.9月【未達】 *1	10～12月	9～11月 *2

*1 商標の出願件数増加に伴い、平成31年度の審査期間（FA・TP）は目標未達。

*2 商標の出願件数増加に伴い、令和2年度の審査期間目標（FA・TP）を2ヶ月延長したが、更なる審査効率化努力に取り組み、審査期間を短縮すべく、令和3年度目標を1ヶ月ずつ短縮。

審査の質

項目		平成31年度目標	平成31年度評価 (案)	令和2年度目標	令和3年度目標 (案)
特許	コミュニケーションに関する ユーザーの評価*1	上位評価割合 60%以上	71.3%	上位評価割合 60%以上	上位評価割合 60%以上
	地方への出張面接審査 及びテレビ面接審査	1,000件以上	1,033件		
	出願人の求めに応じた面接の実施			原則、100% 面接を実施	原則、100% 面接を実施
意匠	コミュニケーションに関する ユーザーの評価*1	上位評価割合 70%以上	72.7%	上位評価割合 70%以上	上位評価割合 70%以上
	出願人の求めに応じた面接の実施	80件以上	88件		
	出願人の求めに応じた面接の実施			原則、100% 面接を実施	原則、100% 面接を実施
商標	コミュニケーションに関する ユーザーの評価*1	上位評価割合 60%以上	69.6%	上位評価割合 60%以上	上位評価割合 60%以上
	制度に不慣れな個人・ 中小企業・地方自治体への コンサルジュサービス	1,000件以上	1,013件		
	出願人の求めに応じた面接の実施			原則、100% 面接を実施	原則、100% 面接を実施

*1 主たる出願人に対し、アンケートを送付。「5：満足」、「4：比較的満足」、「3：普通」、「2：比較的不満」、「1：不満」のうち、上位2段階である「5：満足」及び「4：比較的満足」を集計。

審判

項目		平成31年度目標	平成31年度評価 (案)	令和2年度目標	令和3年度目標 (案)
拒絶査定 不服審判	特許	10～12月	10.4月	10～12月	10～12月
	意匠	4～6月	4.8月	4～6月	4～6月
	商標	5～7月	6.3月	7～9月	<u>5～7月</u> * ₁
拒絶査定 不服審判 早期審理	特許 意匠 商標	2～4月	2.5月	2～4月	2～4月
無効審判	特許 意匠 商標	8～10月	9.2月	8～10月	<u>7～9月</u> * ₂
異議申立て	特許	8～10月	7.1月	8～10月	<u>7～9月</u> * ₂
	商標	5～7月	6.1月	5～7月	5～7月

* 1 商標出願増加に伴い、拒絶査定不服審判の増加を見込み、令和2年度目標を2か月延長したが、足下の実績を踏まえ、令和3年度目標を短縮。

* 2 足下の実績を踏まえ、目標を1ヶ月短縮。

出願・登録等

項目		平成31年度目標	平成31年度評価 (案)	令和2年度目標	令和3年度目標 (案)
電子出願システム		停電や大規模災害等が発生した場合も含め、 24時間365日受付*1	達成	停電や大規模災害等が発生した場合も含め、 24時間365日受付*1	24時間365日受付 *2
方式審査期間		全て即日*3	達成	全て即日*3	全て即日*3
登録	設定登録	全件10日以内*4	達成	全件3日以内*4	全件3日以内*4
	移転登録	全件10日以内*3	達成	全件10日以内*3	全件10日以内*3
公報	特許	3～4週間*5	達成	3～4週間*5	3～4週間*5
	意匠・商標	3～4週間*5	達成	3～4週間*5	3～4週間*5
出願、登録等に関する 問合せへの対応		電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内	達成	電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内	電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内

*1 メンテナンス時間及びバックアップセンターへの切替時間を除く。

*2 メンテナンス時間及び停電や大規模災害等が発生した場合を除く。(※バックアップセンター廃止に伴う目標変更)

*3 手続きに不備がある場合は除く。

*4 書面による場合及び手続きに不備がある場合を除く。

*5 年末年始及びゴールデンウィークを挟む場合並びに編成対象のデータにエラーがある場合を除く。

中小企業支援及びグローバル化への対応

項目		平成31年度目標	平成31年度評価 (案)	令和2年度目標	令和3年度目標 (案)
中小企業 支援	全国の知財総合支援窓口等における相談件数	95,000件以上	107,067件	105,000件以上	105,000件以上
	知財総合支援窓口を通じた弁理士、弁護士等の専門人材による支援件数	15,000件以上	16,898件		
	全国の知財総合支援窓口とよろず支援拠点との連携件数	1,500件以上	2,615件	2,500件以上	
	全国の知財総合支援窓口と関係機関との連携件数				9,000件以上 *4
	知財に着目した融資等を行う金融機関数 *1	累計50機関以上	73機関	累計75機関以上	累計85機関以上 *5
	新規に特許等の出願を行う中小企業数	14,000社以上	14,083社	14,000社以上	14,000社以上
	地域未来牽引企業等に知財戦略構築のためのハンズオン支援を行う件数*2			250件以上	250件以上
グローバル化 への対応	特許審査ハイウェイ（PPH）の一次審査通知期間*3	3月以下	2.3月	3月以下	3月以下
	新興国等の知財関係者を対象とした研修	360人以上	376人	30カ国・機関以上	40カ国・機関以上 290人以上

*1 特許庁の知財ビジネス評価書作成支援を活用して、融資を行う金融機関数（公表分）。

*2 地域未来牽引企業等のターゲット企業にプッシュ型で訪問し、専門家や他の支援機関等のリソースも活用しつつ、当該企業における知財戦略の策定支援等の伴走型支援を行う。

*3 他庁で特許可能と判断されて申請された案件の、我が国における一次審査通知期間。

*4 よろず支援機関以外の中小企業支援団体との連携を強化するため、目標変更。

*5 足下の実績を踏まえて目標変更。